

堺市議会業務継続計画(BCP)

平成30年4月策定
平成30年12月改訂
令和3年2月改正
令和5年〇月改正

堺 市 議 会

目 次

1 計画の目的・方針	1
2 議会BCPが対象とする災害	2
3 対象災害発生時の議員の活動原則	2
4 対象災害発生時の議会の対応原則	3
5 対策会議について	3
(1) 対策会議の設置基準	3
(2) 対策会議の構成	3
(3) 対策会議の所掌事務	4
(4) 対策会議を通じた議員、市災害対策本部等への情報伝達	4
(5) その他	4
6 各組織等の関係図	6
7 対象災害発生時の議会の初動対応	7
(1) 議員	7
(2) 議会事務局職員	7
8 対象災害時の議会運営について（危機事象を含む）	9
(1) 開会中（会議開催中）に発生した場合	9
(2) 会期中の会議休会時又は閉会中に発生した場合	11
9 会議（本会議・委員会）開催に向けた具体的対応	12
10 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言発令時の対応について	13
11 その他の各種対応について	15
資料1 業務継続にかかる事項一覧	16
資料2 議員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合 又は濃厚接触者となった場合の基本的な対応等について	20

1 計画の目的・方針

大規模災害のような市民の生命、身体、財産に被害を及ぼす事象が発生した際、地方公共団体は、災害応急対策や災害からの復旧・復興対策の主体として重要な役割を担うことになるが、災害時であっても継続して行わなければならない通常業務を抱えている。そのため、行政の執行機関では、このような非常事態であっても優先的に実施すべき業務を的確に行えるよう、業務継続計画（BCP **Business Continuity Plan**）を策定している。

一方、二元代表制のもと、議会においては、平時に必要とされる議事機関としての議案の審議及び審査を行うこと、市長等の事務執行について監視し政策の効果を適切に評価することなどの機能を維持するとともに、災害が発生した場合には、議員が地域活動のなかで収集した地域情報を市の災害対策本部などの執行機関に伝達するなど、市が災害対応に全力で専念し、応急活動を円滑、迅速に実施できるよう、必要な協力、支援を行う必要がある。また、広域的な視野に立って、関係自治体の議会と積極的に連携することも大切である。

これらのことから、堺市議会基本条例第2条に定めているように、議会として災害等の発生時においても迅速に対応する必要があると認めるものについて、継続してこれを担い、その責務を果たすために、必要な組織体制や議会・議員の役割などを定めた堺市議会業務継続計画（以下「議会BCP」という。）を策定するものである。

※ 堺市議会基本条例

（議会の役割及び責務）

第2条 議会は、二元代表制のもと、次に掲げる役割を担い、責務を負う。

- (1) 議事機関として、議案の審議及び審査を行い、本市の意思決定を行うこと。
- (2) 市長等の事務執行について監視し、政策の効果を適切に評価すること。
- (3) 市政の課題等について調査を行い、政策立案及び提言を行うこと。
- (4) 決議、意見書等により、国又は関係行政庁に対し、意見表明を行うこと。

2 議会は、前項各号に掲げる役割のうち、災害等の発生時においても迅速に対応する必要があると認めるものについて、継続してこれを担い、その責務を負うものとする。

3 前項の規定により継続して担うべき役割及びこれに係る責務に関する計画は、議長が別に定めるものとする。

2 議会BCPが対象とする災害

次に示す規模で、かつ市の災害対策本部、危機管理対策本部、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部（以下「市災害対策本部等」という。）が設置される災害を対象とする。

- (1) 災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生するなど、大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき
- (2) 大阪府に津波警報（津波・大津波）が発表されたとき
- (3) 本市域に震度6弱以上の地震を観測したとき
- (4) 本市域全域にわたる被害、又は特に甚大な局地的災害が発生したとき
- (5) 本市域を対象として新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されたとき
- (6) その他議長が議会BCPの適用を必要と認める災害またはその他危機事象、武力攻撃等が発生したとき

※議会BCPが対象とする災害を、以下「対象災害」という。

3 対象災害発生時の議員の活動原則

- (1) 議員は、議事に参与することとは別に、被災した市民の救援や被害の復旧のために、率先して、非常事態に即応した地域の一員としての活動を行う。
- (2) 発生初期においては、混乱状態にあることが予想されるため、当局（市長その他の執行機関をいう。）への要請など議員の活動については、その状況と必要性を見極め、職員が初動体制や応急対応に専念できるように配慮する。なお、必要に応じて被災情報等を、後述する「堺市議会災害対策会議」（以下「対策会議」という。）を通じて市災害対策本部等に伝達する。
- (3) 議会BCPにおける活動原則の準用として、対策会議を設置しない程度の災害であっても、議員は議会BCPに規程する「対象災害発生時の議員の活動原則」を尊重して、非常事態に即応した地域の一員としての活動を行い、当局への要請などは、議会事務局を通じて当局（危機管理室）へ伝達し、職員が初動体制や応急対応に専念できるように配慮するものとする。（※活動原則の準用は議長が判断する。）
- (4) **新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言発令時の対応においては、**議会運営に支障をきたすことがないように自ら「感染しない」「感染させない」ための感染防止対策を徹底し、対応原則等については第10項において定めるものとする。なお、その他の感染症については、議長が別途定めるものとする。

4 対象災害発生時の議会の対応原則

- (1) 議会機能を適正に果たすため、議員の安否確認や所在確認を明らかにするとともに、当局と災害情報を共有し、協力・連携体制を整える。
- (2) 議長が議会事務局と調整のうえ、通常対応が可能になるまでの間、議会としての対応を一元化するとともに、当局との協議、連絡、調整等を行うための組織として、「対策会議」を設置する。対策会議が設置されたときは、構成議員は速やかに参集し、同会議活動に従事する。
- (3) 議会BCPが対象とする期間は、対象災害発生から概ね1か月以内とする。なお、通常対応移行への可否の判断は議長が行い、場合により期間を延長する。
また、通常体制にもどった後の復旧・復興に向けた議会の対応や市災害対策本部等との連携のあり方については、議長が決定する。

5 対策会議について

(1) 対策会議の設置基準

議長は、市災害対策本部等の設置に対応して、対策会議を設置する。

ただし、状況判断が必要なときは、議長が副議長及び議会運営委員会正副委員長と対策会議の設置について協議する。

(2) 対策会議の構成

- ・対策会議は、議長、副議長、議会運営委員会委員長、議会運営委員会副委員長及び各会派代表者（交渉会派にあっては会派の代表者とし、非交渉会派等にあっては当該議員を代表する議員（堺市議会運営委員会要綱第2条の2に規定する委員外議員）とする。以下「会派等の代表者」という。）をもって構成する。
- ・対策会議は、議長を座長に、副議長を副座長とする。
- ・対策会議は、座長が招集する。
- ・座長は、対策会議を代表し、その事務を統括する。
- ・副座長は、座長を補佐し、座長に事故等があるときは、その職務を代理する。
- ・座長、副座長に共に事故等があるときは、次に定める順序によりその職務を代理する。
 1. 議会運営委員会委員長
 2. 議会運営委員会副委員長
 3. 構成議員のうち期数・年齢順の上位から選出
- ・会派等の代表者に事故等があるときは、当該会派等の議員が代理する。

(3) 対策会議の所掌事務

- ・ 議員が把握した被災情報等の集約及び市災害対策本部等への提供
- ・ 市災害対策本部等から入手した情報の議員への伝達
- ・ 市災害対策本部等からの依頼事項への対応
- ・ 市災害対策本部等への提案、提言及び要望等の調整
- ・ 国等に対する要望活動の調整
- ・ 関係自治体議会との連携・協力
- ・ 本会議、委員会（分科会を含む。以下の項について同じ。）の開催準備等の調整を含め、議会の機能回復に向けた対応協議
- ・ その他、座長が対象災害対応に必要と認める事項

(4) 対策会議を通じた議員、市災害対策本部等への情報伝達

- ・ 市災害対策本部等から収集した情報は、対策会議を通じて議員に伝達する。必要に応じて、危機管理室等当局の報告を求める。
- ・ 議員が収集した地域の災害情報や当局への要望については、対策会議において内容を精査し、市災害対策本部等に提供する。

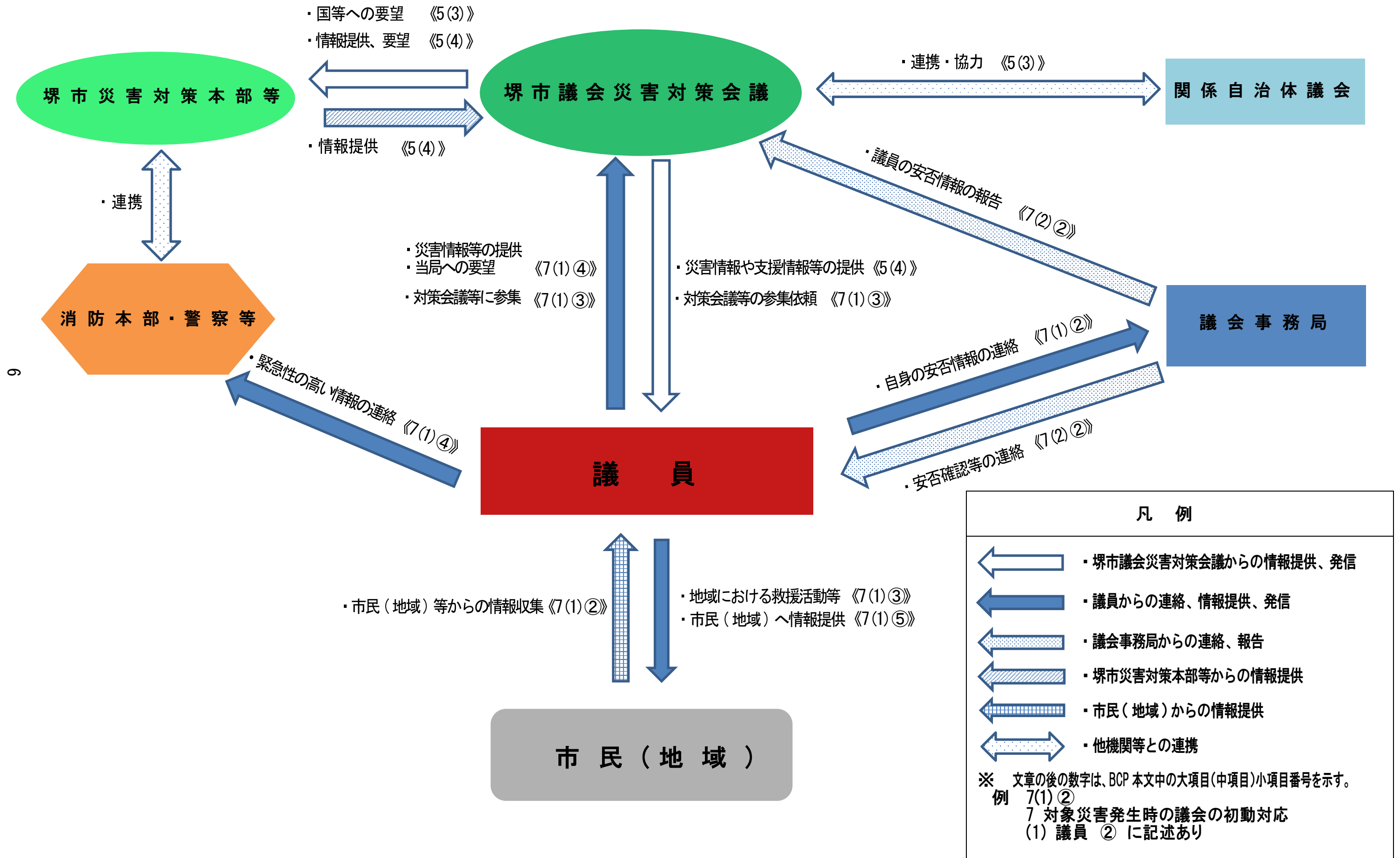
(5) その他

上記のほか、対策会議の運営に関して必要な事項は、対策会議で協議して決定する。また、会議の内容を記録する。

(参考) 堺市議会災害対策会議組織図

構成議員	議長	副議長	議会運営委員会委員長 議会運営委員会副委員長 各会派の代表者 非交渉会派等の代表者
役職	座長	副座長	委員
	堺市議会災害対策会議を設置し、会議を招集し、事務を統括する。	座長を補佐し、座長に事故等があるときは、その職務を代理する。	正副座長ともに事故等があるときは、指定された委員がその職務を代理する。
任 務	<p>次の事務を所掌する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員が把握した被災情報等の集約及び市災害対策本部等への提供 ・市災害対策本部等から入手した情報の議員への伝達 ・市災害対策本部等からの依頼事項への対応 ・市災害対策本部等への提案、提言及び要望等の調整 ・国等に対する要望活動の調整 ・関係自治体議会との連携・協力 ・本会議、委員会の開催準備等の調整を含め、議会の機能回復に向けた対応協議 ・その他、座長が対象災害対応に必要と認める事項 		

6 各組織等の関係図



7 対象災害発生時の議会の初動対応

(1) 議員

- ① 速やかに自身等の安全確保を行った上で、被災者がいる場合はその救出・支援を行う。
- ② 議員本人の被災状況確認、今後の連絡等のため、本人の被災状況、連絡方法・連絡先等をメール、FAX、SNS 等可能な方法により議会事務局へ連絡する。(※安否確認の連絡方法は議会BCP対応マニュアル記載のとおり)
連絡設備等の損傷や通信インフラの途絶等のため、連絡が取れない場合、避難所又は区役所等の職員に対して、議会事務局に伝達するよう求めるなどの方法に努める。
また、自ら積極的に対象災害にかかる情報収集を行う。
- ③ 市民の安全確保や応急対応など、地域における活動に従事しつつ、対策会議からの連絡や市民からの要請に速やかに対応できるよう、連絡体制を常時確保し、自らの所在を明らかにしておく。
参集依頼があった場合は、速やかに指定場所に参集する。
- ④ 必要に応じて、地域の被災情報をメール、FAX、SNS 等可能な方法により議会事務局を通じて対策会議に提供する。(※議会事務局への被災情報の提出方法は議会BCP対応マニュアル記載のとおり)
ただし、救命・救助に係る情報は消防本部に緊急通報(119番)するなど、緊急性の高い情報は、関係機関へ連絡する。
また、当局への要望についても、対策会議を通じて行う。
- ⑤ 対策会議から得た災害情報や支援情報等を、様々な方法により、市民に提供する。

(2) 議会事務局職員

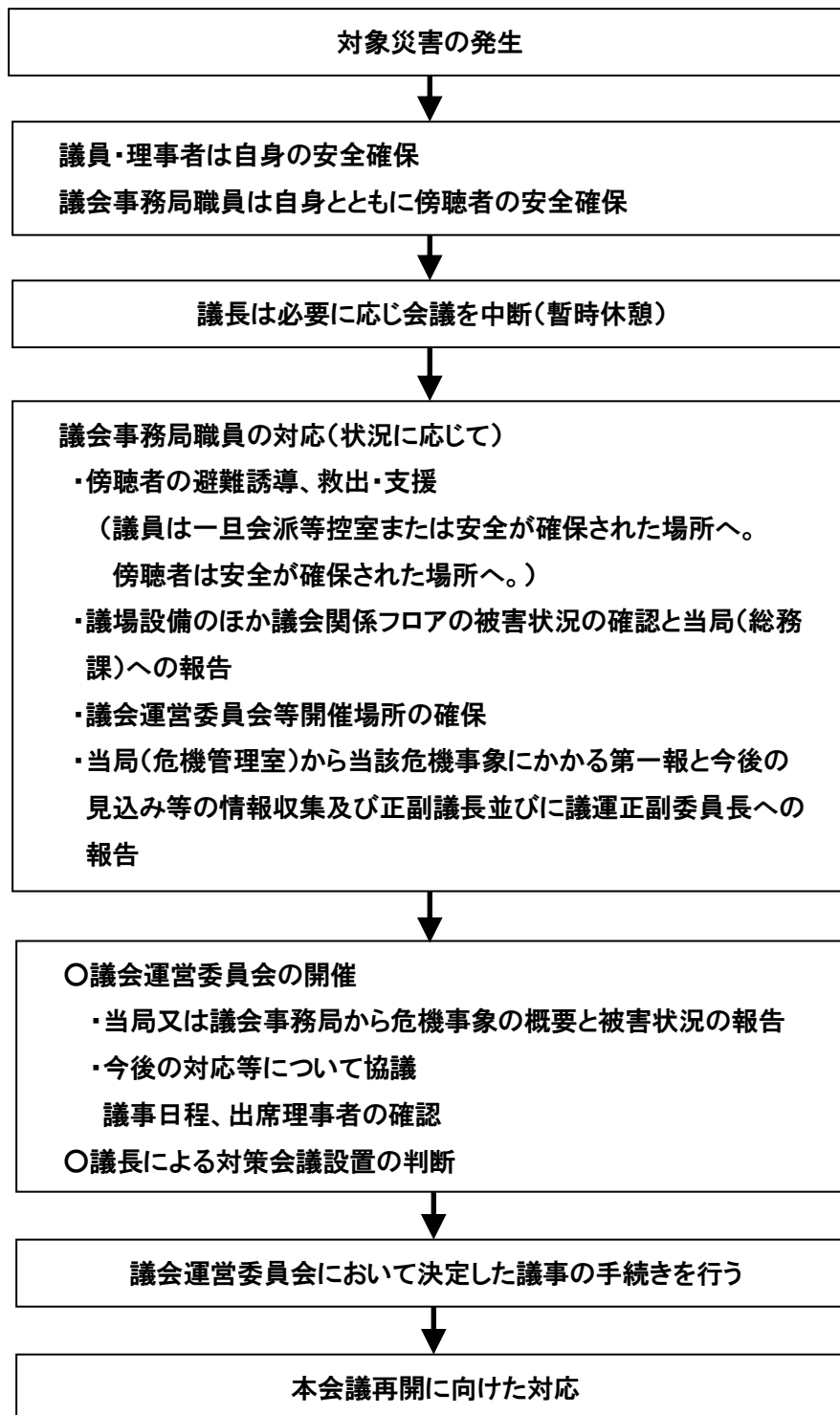
- ① 速やかに自身等の安全確保を行った上で、被災者がいる場合はその救出・支援を行い、「堺市地域防災計画」における「職員動員計画」に基づく行動を行う。
- ② 事務局参集職員(市災害対策本部等の従事者、地区班員及び直近参集職員以外の議会事務局職員)は参集次第、以下の活動を行う。
 - ・状況に応じて、議員に対象災害発生を連絡
 - ・議員、職員の安否確認
 - ・対象災害発生から24時間を経過しても連絡がない議員への連絡
 - ・議長と副議長については電話により安否を確認し登庁を依頼
 - ・議会関係フロアの状況確認議事堂(以下「議場」という。)、委員会室、会派控室、執務室等の部屋や放送設備、パソコン、電話、FAX等の通信機器等

- ・議員、職員の安否情報の議長への報告
- ・対策会議設置について議長と調整
- ・議会関係フロアの復旧と対策会議等の会議開催場所の確保
- ・対策会議や議会運営委員会等の開催にかかる所属議員への連絡
- ・市災害対策本部等、又は議員から入手した情報を対策会議の座長に報告し、その後の対応について協議
- ・報道対応
- ・その他、対象災害対応に必要と認める活動

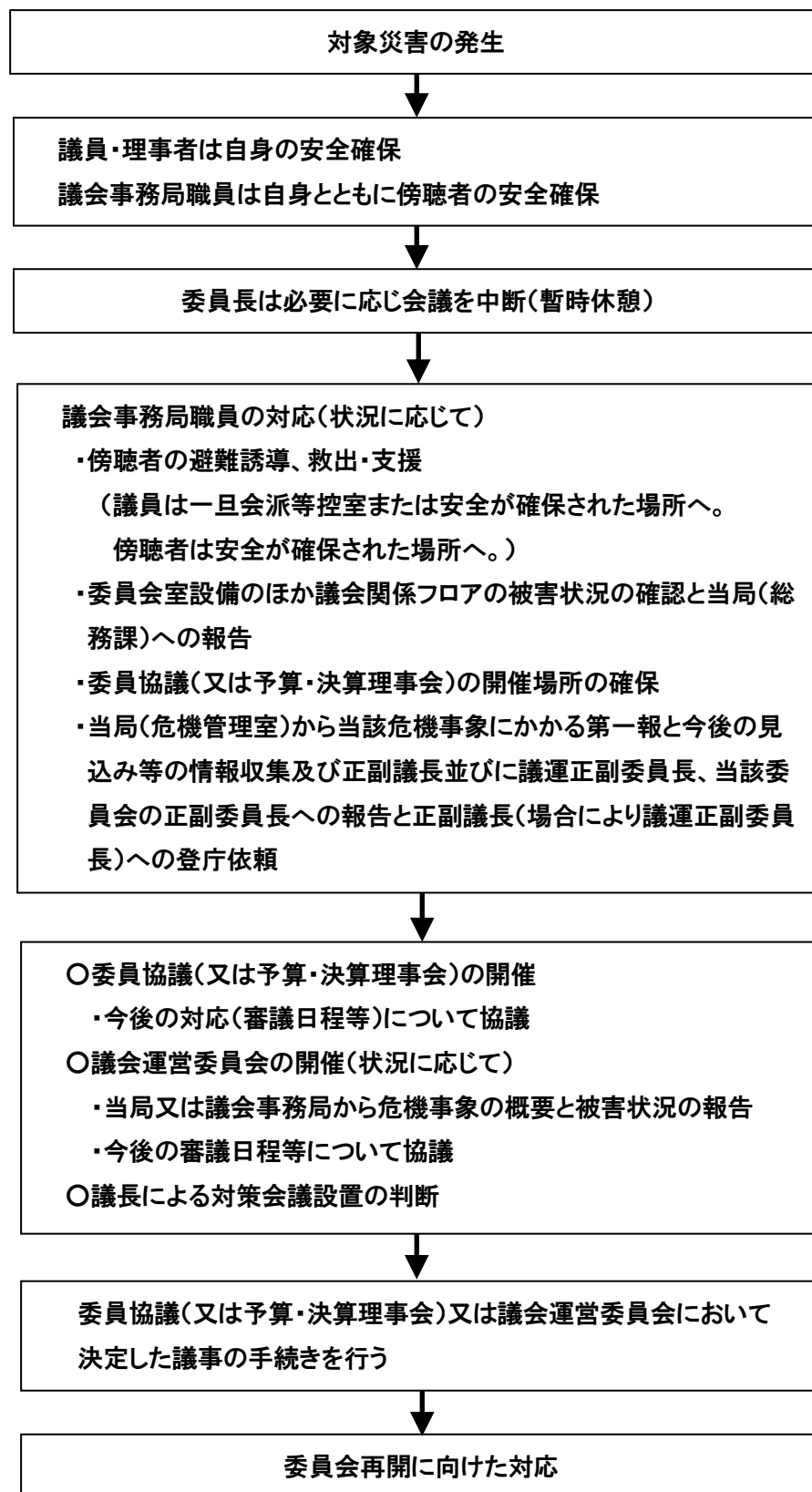
8 対象災害時の議会運営について(危機事象を含む)

(1) 開会中(会議開催中)に発生した場合

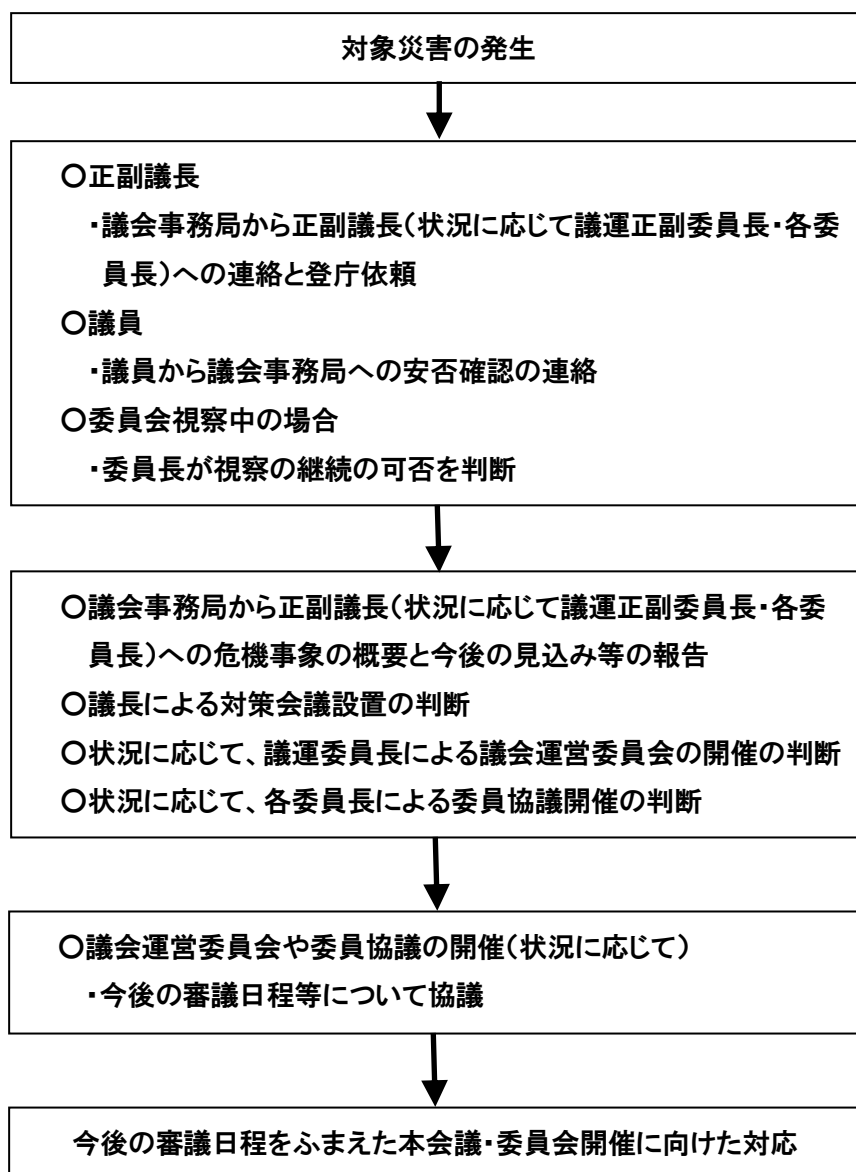
① 本会議



② 委員会



(2) 会期中の会議休会時又は閉会中に発生した場合



9 会議(本会議・委員会)開催に向けた具体的対応

(1) 正副議長ともに事故がある場合

会期中の場合は、仮議長を選挙し議長の職務を行わせる。仮議長の選任方法は、議会運営委員会で申し合わせることにする。(※申し合わせについては議会BCP対応マニュアル記載のとおり)

※正副議長のいずれかが職務を行うことになれば、仮議長はその身分を失う。

(2) 正副議長ともに欠けた場合

正副議長を選任する。

(3) 正副委員長ともに事故がある場合

年長の委員が委員長の職務を行う。

(4) 正副委員長ともに欠けた場合

正副委員長を選任する。

(5) 定足数について

原則として、本会議、委員会とも定数の半数以上の議員(又は委員)の出席が必要である。

(6) 出席理事者について

会議開会時の出席理事者について、当該理事者の被災状況や災害対応状況等を勘案のうえ、当局と調整しなければならない。(※理事者の出席が困難な場合については議会BCP対応マニュアル記載のとおり)

(7) 議場が使用不可能な場合

市長の招集告示前に、対象災害等により議場の使用が不可能になった場合、市長が適当な場所を選定し告示する。また、招集告示後の場合は、議長が適当な場所を選定し告示する。

(8) 委員会室が使用不可能な場合

委員長が適当な場所を選定し開催通知に記載する。

(9) 議案審議の取扱いについて

① 会期中に対象災害が発生した場合

議案審議の日程等の調整(日程変更、審議終了、会期の短縮等)を行う。

- ② 閉会中に対象災害が発生した場合
臨時会又は定例会の招集時期、審議日程等について、調整を行う。また、市長の専決処分の報告をうける。

※議会運営については、地方自治法、堺市議会会議規則、堺市議会委員会条例等の規定に基づき、対応することとする。

10 新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言発令時の対応について

(1) 議会の対応原則

- ① 議会機能を適正に果たすため、~~議員が感染した場合又は濃厚接触者となった場合の基本的な対応を明らかにする（20頁参照）とともに、~~当局と感染状況や感染拡大防止に向けた取組に係る情報を共有し、協力・連携体制を整える。
- ② 議長が議会事務局と調整のうえ、通常対応が可能になるまでの間、議会としての対応を一元化するとともに、当局との協議、連絡、調整等を行うための組織として、「対策会議」を設置する。対策会議が設置されたときは、構成議員は同会議活動に従事する。
- ③ 議会BCPが対象とする期間は、緊急事態宣言が発令されている間とする。なお、通常対応移行への可否の判断は議長が行い、場合により期間を延長する。
また、通常体制にもどった後の議会の対応や市災害対策本部等との連携のあり方については、議長が決定する。

(2) 対策会議の設置基準、開催方法等

① 対策会議の設置基準

議長は、緊急事態宣言の発令に対応して、対策会議を設置する。

ただし、状況判断が必要なときは、議長が副議長及び議会運営委員会正副委員長と対策会議の設置について協議する。

② 対策会議の開催方法

感染防止対策（消毒液の設置、マスクの着用、検温等の実施）を施したうえで、対策会議を開催する。

なお、感染症においては議員が参集することで感染リスクが高まることもあるため、議長の判断において、オンラインを活用した対策会議の開催ができるものとする。

③ 対策会議の構成

3頁と同様。

④ 対策会議の所掌事務

4頁と同様。

⑤ 対策会議を通じた議員、市災害対策本部等への情報伝達
4頁と同様。

⑥ その他
4頁と同様。

(3) 各組織等の関係図
6頁と同様。

(4) 議会の初動対応

議員が感染した場合等の基本的な対応等については、対策会議において協議する。

(5) 議会運営について

① 定例会会期中に議員の感染が判明した場合

議会運営委員会（状況に応じて委員協議、予算・決算理事会）を開き、定例会中の会議日程の変更等を検討する。

議会事務局において、感染者の行動歴を確認するとともに、議員・議会事務局職員等の濃厚接触者の有無を確認し、保健所指導のもと議会フロア内の使用を制限し、議場、委員会室、議員控室を中心に消毒作業を実施する。

② 閉会中に議員の感染が判明した場合

議長は、その都度、感染状況等を踏まえ、4役会議の招集を判断する。

また、状況に応じて、議会運営委員会や委員協議を開き、今後の会議日程の変更等を検討する。

議会事務局において、感染者の行動歴を確認するとともに、議員・議会事務局職員等の濃厚接触者の有無を確認し、保健所指導のもと議会フロア内の使用を制限し、感染者が長時間滞在した諸室を中心に消毒作業を実施する。

③ 会議（本会議・委員会）開催にあたっての感染防止対策

マスクの着用、消毒液の設置、本会議・委員会中の換気、理事者の入れ替え等、感染防止対策を十分講じた上で本会議・委員会を開催する。

④ 委員会開催における出席の特例

委員会開催にあたり、感染が判明した委員又は濃厚接触者と特定された委員が、所属する委員会の招集する場所に参集することが困難なときは、当該委員は、あらかじめ委員長の許可を得て、出席の特例としてオンラインにより委員会に参加することができる。（※堺市議会委員会条例第13条の2参照）

11 その他の各種対応について

(1) 他の計画等との関係

- ① 堺市業務継続計画との整合性を図る。
- ② 議会事務局の危機管理マニュアルの内容は、議会BCPの内容を踏まえたものとする。

(2) 研修及び訓練

議会BCPの実効性をより高め、議員及び議会事務局職員の防災意識の向上を図るため、災害対応についての研修会、又は議会BCPをふまえた訓練（図上訓練等）を適宜実施するものとする。

(3) 議会BCPの見直し

議会は、新たな課題や状況の変化等を検証し、適宜、内容の見直しを行っていくものとする。

発災からの経過	議会・対策会議	議員	議会事務局職員
6～24 時間	<p>○対策会議の設置 ≪5(1)≫</p> <p>○対策会議開催の招集 ≪5(2)≫</p>	<p>○災害にかかる情報収集 ≪7(1)②≫</p> <p>○地域の被災情報等の対策会議への提供 ≪7(1)④≫</p>	<p>○議員、職員の安否情報の議長への報告 ≪7(2)②≫</p> <p>○対策会議設置について議長と調整 ≪7(2)②≫</p> <p>○議会関係フロア（設備・機器等を含む）の復旧と対策会議等の場所の確保 ≪7(2)②≫</p> <p>○対策会議の準備 ≪7(2)②≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策会議にかかる所属議員への連絡 ・災害関係情報や当局への要望の集約と対策会議座長への報告
24～48 時間	<p>○対策会議の開催 ≪5(3)≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害関連情報の議員への伝達 ・地域の被災情報や当局への要望についての精査と市災害対策本部等への提供 	<p>○災害にかかる情報収集 ≪7(1)②≫</p> <p>○地域の被災情報等の対策会議への提供 ≪7(1)④≫</p> <p>○参集依頼があった場合は、速やかに指定場所へ参集 ≪7(1)③≫</p>	<p>○対策会議の開催 ≪7(2)②≫</p> <p>○安否連絡がない議員について、議会事務局から連絡 ≪7(2)②≫</p> <p>○議会関係フロア（設備・機器等を含む）の復旧 ≪7(2)②≫</p> <p>○報道対応 ≪7(2)②≫</p>

発災からの経過	議会・対策会議	議員	議会事務局職員
48～72 時間	<p>○対策会議の開催 <5(3)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害関連情報の議員への伝達 ・地域の被災情報や当局への要望についての精査と市災害対策本部等への提供 	<p>○災害にかかる情報収集 <7(1)②></p> <p>○地域の被災情報等の対策会議への提供 <7(1)④></p> <p>○対策会議からの情報の市民への提供 <7(1)⑤></p> <p>○参集依頼があった場合は、速やかに指定場所へ参集 <7(1)③></p>	<p>○対策会議の準備と開催 <7(2)②></p> <p>○議会関係フロア（設備・機器等を含む）の復旧 <7(2)②></p> <p>○報道対応 <7(2)②></p>
3～7 日	<p>○対策会議の開催 <5(3)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害関連情報の議員への伝達 ・地域の被災情報や当局への要望についての精査と市災害対策本部等への提供 <p>○会議（本会議・委員会）開催に向けた準備 <9(1)～(9)></p>	<p>○災害にかかる情報収集 <7(1)②></p> <p>○地域の被災情報等の対策会議への提供 <7(1)④></p> <p>○対策会議からの情報の市民への提供 <7(1)⑤></p> <p>○参集依頼があった場合は、速やかに指定場所へ参集 <7(1)③></p>	<p>○対策会議の準備と開催 <7(2)②></p> <p>○議会関係フロア（設備・機器等を含む）の復旧 <7(2)②></p> <p>○会議（本会議・委員会）開催に向けた準備 <9(1)～(9)></p> <p>○報道対応 <7(2)②></p>

発災からの経過	議会・対策会議	議員	議会事務局職員
7日～1か月	<p>○対策会議の開催 <<5(3)>></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害関連情報の議員への伝達 ・地域の被災情報や当局への要望についての精査と市災害対策本部等への提供 <p>○会議（本会議・委員会）開催に向けた準備 <<9(1)～(9)>></p> <p>※状況に応じて議会運営委員会・委員協議を開催</p> <p>○会議（本会議・委員会）の開催</p>	<p>○災害にかかる情報収集 <<7(1)②>></p> <p>○地域の被災情報等の対策会議への提供 <<7(1)④>></p> <p>○対策会議からの情報の市民への提供 <<7(1)⑤>></p> <p>○参集依頼があった場合は、速やかに指定場所へ参集 <<7(1)③>></p>	<p>○対策会議の準備と開催 <<7(2)②>></p> <p>○議会関係フロア（設備・機器等を含む）の復旧 <<7(2)②>></p> <p>○会議（本会議・委員会）開催に向けた準備 <<9(1)～(9)>></p> <p>○状況に応じて議会運営委員会・委員協議の開催にかかる所属議員への連絡 <<7(2)②>></p> <p>○会議（本会議・委員会）の開催にかかる所属議員への連絡 <<7(2)②>></p> <p>○報道対応 <<7(2)②>></p>
1か月～	<p>○通常の議会体制</p> <p>○対策会議業務の引き継ぎ</p>	<p>○通常の議会体制</p>	<p>○通常の議会体制</p> <p>○対策会議業務の引き継ぎ</p>

議員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合 又は濃厚接触者となった場合の基本的な対応等について

議員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、又は濃厚接触者となった場合の、堺市議会における基本的な対応等については、次のとおりとする。

1 感染者が発生した場合等における対応等について

(1) 新型コロナウイルス感染症に感染又は濃厚接触者となった場合等の連絡 議員本人が、

- ①保健所または医療機関から濃厚接触者として連絡が入ったとき
 - ②医師からPCR検査を受けるよう指示されたとき
 - ③PCR検査を希望し、PCR検査を受けるとき
 - ④PCR検査または抗原検査を受け、検査の結果が出たとき
- は、直ちに議会事務局総務課に連絡するものとする。

(※ 主曜・日曜・祝日・夜間についても、同様の対応とする。)

(2) 確認事項等 (様式 1 参照)

議会事務局総務課は、議員本人から上記 (1) の連絡を受けたときは、次の事項について確認するものとする。

- ・感染者又は濃厚接触者となったことが明らかとなった日時
- ・議会フロア内における滞在や活動の状況、立ち寄った場所などの詳細
- ・PCR検査を受ける日及び検査結果が出る日
- ・その他、保健所から聞き取られた内容

(3) 確認結果を踏まえた対応 (正副議長等への連絡、消毒の実施等)

上記 (2) 確認後、議会事務局総務課は、次のとおり対応するものとする。

- ・議長が、その都度、状況に応じて連絡範囲を判断する。
- ・確認結果等から、感染者が長時間滞在した諸室を中心に議会フロア内の消毒を実施し、状況により、感染拡大防止のため、議会フロア内の使用を制限
- ※ その際は全議員にメールにて通知
- ・保健所の調査 (濃厚接触者の特定、消毒場所の確定) に協力

(4) 感染者に関する報道提供 (資料提供、堺市ホームページへの掲載)

議会事務局総務課は、議員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、支障がない限り、大阪府報道発表後に、次の情報を報道提供するものとする。

- ・氏名 (議員個々の判断による)
- ・年齢 (年代)
- ・経過、症状
- ・主な行動歴
- ・その他必要な事項

2 堺市議会災害対策会議について

定例会会期中に議員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、議員及び理事者の感染拡大防止に係る対応の状況等を踏まえ、堺市議会災害対策会議の設置について、議長が判断するものとする。

3 その他

- ・日頃から感染防止の取組みと体調管理を徹底すること。
- ・発熱や咳などの症状がある場合は、登庁を自粛し、医療機関を受診すること。

議会事務局総務課長 宛て

「新型コロナウイルス感染症への感染に関する報告」について

（ 第一報（濃厚接触者となったとき） ・ 第二報（PCR検査の結果が判明したとき） ）

■報告者

議員氏名	(連絡先)
------	-------

■経過・症状、主な行動歴等（必要に応じて加工して使用してください）

	(濃厚接触者となった日)
	令和 年 月 日
	(現在の症状)
	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 どのような症状か ()
	(症状が出た日)
	令和 年 月 日
	(医療機関を受診した日、病院名)
	令和 年 月 日 病院名 ()
	(PCR検査を受ける日)
	令和 年 月 日
	(PCR検査の結果が出る日)
	令和 年 月 日
	(保健所から指示のあった自宅待機期間)
	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
	(濃厚接触者となった日以降の登庁状況)
	(濃厚接触者となった日以降の市民・当局対応の有無、有の場合はその対応状況)
	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 その対応状況は ()
保健所に伝えた内容	(主な行動歴)
	(濃厚接触者の有無、有の場合は濃厚接触の状況)
	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 濃厚接触の状況は ()
	(その他、保健所から聞き取られた内容)

<報告先> 議会事務局 総務課
 F A X 072-228-7884
 メールアドレス giso@city.sakai.lg.jp
 T E L 072-228-7811